（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第三十六条、第三十七条の十」の下に「、第三十七条の十一」を加え、「、第三十七条の十六」を削り、「第四十一条の十二まで」を「第四十一条の十二の二まで、第四十一条の十三の二」に改める。

（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第十七条　復興特別所得税に関する政令の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「同法」の下に「第三条の三第三項、」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　租税特別措置法施行令第二十六条の十七第九項から第十一項までの規定　租税特別措置法第四十一条の十二の二第二項から第四項までの規定により徴収及び納付をすべき所得税

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「第二十五条の十七第二十六項」を「第二十五条の十七第二十六条の十七第八項」に改め、同項に次のように加える。

第二十六条の十七第八項	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十八条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第三項中「新令」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）による改正後の租税特別措置法施行令（附則第二十九条第二項において「平成二十五年新令」という。）」に、「当該株式等」を「当該一般株式等」に改める。

附則第二十九条中「同条第二項中」の下に「「当該株式等」とあるのは「一般株式等」と、「金額として政令」とあるのは「金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令」と、「、その年中の法」とあるのは「、その年中の同項に規定する平成二十五年新法（以下「平成二十五年新法」という。）」と、「規定する株式等」とあるのは「規定する一般株式等」と、「金額の」とあるのは「金額又は平成二十五年新法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の」と、」を加え、「又は第十八条第二項若しくは第三項」を「（同令附則第二十九条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第三十七条の十二の二第五項」を「法第三十七条の十三の二第七項」とあるのは「平成二十五年新法第三十七条の十三の二第十項」と、「法第三十七条の十二の二第五項又は」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「平成二十五年新法第三十七条の十二の二第九項又は法」に改め、同条に次の一項を加える。

2　附則第十七条第三項の規定は、改正法附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十三の三の規定の適用がある場合における平成二十五年新令第二十五条の九第一項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第十七条第三項中「第二十五条の八第一項」とあるのは「第二十五条の九第一項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と読み替えるものとする。

第十九条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「、第四十一条の十九の四第一項」を「第二項、第四十一条の十九の四第一項」に、「並びに」を「第三項並びに」に、「第二項の」を「第三項の」に改め、同条第二項中「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）」に改め、「並びに平成二十四年旧令第五条の七第三項」を削り、「とする」を「と、平成二十四年旧令第五条の七第三項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の二の二第三項及び第四項の規定を」とする」に改める。

第二十条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「、第四十一条の十九の四第一項」に、「並びに」を「第三項並びに」に、「第二項の」を「第三項の」に改め、同条第二項中「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）」を「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二十一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第二号中「第十九条の七第三項」の下に「、第二十六条第二十二項」を加える。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第百条第三項及び第百七条並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二十三条第七項、第三十八条の三及び第三十八条の四第一項第一号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四項第一号、第十二条の二の二第三項、第十二条の二の三第二項、第十二条の三第三項、第十二条の三の二第五項及び第十二条の三の三第三項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第十三条の五第一項中「第四十一条第九項」を「第四十一条第十六項」に、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十二項」を「第四十一条の十九の四第十三項」に改める。